

定期監査の結果

1 監査の期間

平成26年8月22日から平成26年9月8日

2 監査の対象

(1) 対象部課

産業部商工観光課

(2) 対象期間

平成26年4月1日から平成26年7月31日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 商工観光課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、法令等で基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 50万円を超える契約において、予定価格が定められていない契約が散見された。

(イ) 契約締結伺いにおいて、1者随意契約の正当な理由の記載がないものが散見された。

(ウ) 委託契約において、契約金額の積算根拠が不明確なものが散見された。

(エ) 契約書に契約保証金に関する事項や暴力団排除に係る解除に関する事項、支払の遅延に対する遅延利息や支払の時期が明記されていないものがあつた。

(オ) 土地賃貸借契約において、年度当初から賃借している土地の契約が今現在まだ契約されていなかった。また、契約締結前にもかかわらず支出負担行為がなされていた。

(カ) 土地賃貸借契約において、自動更新条項が規定されているものがあつた。

(キ) 公金の徴収を私人である指定管理者に委託しているが、その場合の法令で定められた手続きがとられていなかった。また、法令で私人への徴収委託が認められて

いない歳入について委託しているものがあった。

(ク) 委託契約の締結伺いには「西尾市業務委託契約約款」が添付されていたが、契約書に約款が添付されていないものが散見された。

イ 補助金交付事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、法令等で基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 平成26年度の交付金申請の提出期限を5月にし、交付決定を同日で交付決定していたが交付決定前に着手した事業についても補助対象と認め補助金を支払っているものがあった。

(イ) 補助金交付申請書に添付されている事業計画書に前年度の事業が記載されていた。また、補助金額の算出方法が不明確なものや、補助金交付申請書に添付されている補助金の算出根拠になる書類に申請者の証明印のないものがあった。

(ウ) 補助金を前金払いで支払っていたが、補助金交付決定伺い文中に、前金払に関する記載がなかった。

ウ 職員の時間外勤務手当の支給事務において、同一週を超えて週休日の振替を行い、1週間の正規の勤務時間を超えなかったにもかかわらず、勤務時間外手当を支給していた。今後、このような誤りが発生しないよう適切な事務処理をされたい。